

平成18年(行ウ)第29号 前知事個人秘書業務費返還請求事件
次回第5回 2007年10月10(水)10時00分～

原告 寺町知正 外11名

被告 岐阜県知事

2007年10月9日

岐阜地方裁判所民事2部御中

原告選定当事者 寺町知正

原告準備書面(4)

原告準備書面(3)と同様に梶原の出張の実態を述べ、前回記載の数字の一部訂正をする。

第1 相手方梶原の出張の実態(続)

1. 岐阜県内分に限定した場合

相手方梶原の出張は、東京への出張がもっとも多いことは既に述べた。

これに対して、岐阜県内分を抽出してみても、本件事業団の会長用務として評価できる部分はきわめて少ない(甲第19号証の1ないし3)。

大部分が、梶原個人の政治家あるいは一市民としての活動である。

(1) 本件事業団の用務と推測し得る状況

岐阜県や本件事業団には、梶原の事業団会長としての執務の記録が何もないとのことである。

よって、唯一、記録として残る公文書から「執務」と推測される記録をまとめてみる。

「岐阜県内分」のうちの「執務」の出張(甲第19号証の1ないし3)の集計表

| | 執 務 | 執務以外 | 県内分合計 | 甲第17号証に同じ | |
|--------------|-----|------|-------|-----------|-----|
| | | | | 全出張合計 | 実日数 |
| H16年度(3月1日～) | 4 | 4 | 8 | 15 | 24 |
| H17年度(12ヶ月) | 22 | 63 | 85 | 184 | 236 |
| H18年度(～9月5日) | 9 | 23 | 32 | 83 | 110 |
| 請求対象期間 総合計 | 35 | 90 | 125 | 282 | 370 |

岐阜県内での活動に関して見た限りにおいても、「執務」と分類し得る部分は1/4程度である。

本件の全出張合計の日数である「282日」のうちの用務の全件数は、H16年が22件(甲第17号証-1)、H17年が265件(甲第17号証-2)、H18年が164件(甲第17号証-3)の「合計451件」であるところ、岐阜県内での「執務」の合計「35件」は、全用務の1割にも満たないのである。

しかも、他の用務や出張における行動の記載を概観すれば、被告岐阜県が「執務」と分類する職務の内容が充実したものとは推測し難く、かつ本件事業団の会長用務と推測し難い。

例えば、H17年6月8日(甲第19号証-2のNo35)の「会長執務」に関して、旅行命令書(甲第5号証-3の3枚目)に記載される用務は「法務局等 連絡用務」、用務地は「法

務局 会長宅」、復命事項は「会長宅書類届け 法務局登記打ち合わせ」となっているとおり、相手方梶原の私的な登記事務に関連することまで「本件の用務」と記録されているのである。

(2) 「執務」以外の状況

前記「執務」以外の90件の出張について、地方公共団体等の関連と位置づけられると推測される活動も一部にはあるが、大学などでの講演、告別式や葬儀などの社会儀礼であり、その他大部分が私的な活動である。

「岐阜県内分」のうちの「執務以外」の出張(甲第19号証の1ないし3)の集計表

| | 自治 | 学術 | 弔意 | 他 | 県内分合計 | 甲17号証 実日数 |
|--------------|----|----|----|----|-------|--------------|
| H16年度(3月1日～) | 0 | 0 | 1 | 3 | 4 | 24 |
| H17年度(12ヶ月) | 7 | 6 | 11 | 39 | 63 | 236 |
| H18年度(～9月5日) | 2 | 0 | 2 | 19 | 23 | 110 |
| 請求対象期間 総合計 | 9 | 6 | 14 | 61 | 90 | 370 |

2. 東海地区分に限定した場合

相手方梶原の出張のうち、東海地区(除く岐阜県内)への出張を整理してみても、本件事業団の会長業務として評価できる部分きわめて少ない(甲第20号証の1ないし3)。

大部分が、梶原個人の政治家あるいは一市民としての活動である。

「東海地区分」(除く岐阜県内)にかかる梶原の出張(甲第20号証の1ないし3)の集計表

| | 自治 | 学術 | 弔意 | 他 | 東海分年合計 | 甲17号証 実日数 |
|--------------|----|----|----|----|--------|--------------|
| H16年度(3月1日～) | 3 | 0 | 0 | 1 | 4 | 24 |
| H17年度(12ヶ月) | 1 | 5 | 3 | 11 | 20 | 236 |
| H18年度(～9月5日) | 1 | 2 | 1 | 7 | 11 | 110 |
| 請求対象期間 総合計 | 5 | 7 | 4 | 19 | 35 | 370 |

3. 東京以外分に限定した場合

岐阜と東海地区及び東京を除いた残り部分をみても。

「東京以外分」にかかる梶原の出張(甲第21号証の1ないし3)の集計表

| | 自治 | 学術 | 弔意 | 他 | 東京以外合計 | 甲17号証 実日数 |
|--------------|----|----|----|---|--------|--------------|
| H16年度(3月1日～) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 24 |
| H17年度(12ヶ月) | 12 | 4 | 1 | 3 | 20 | 236 |
| H18年度(～9月5日) | 3 | 0 | 0 | 1 | 4 | 110 |
| 請求対象期間 総合計 | 15 | 4 | 1 | 4 | 24 | 370 |

知事を退任してから1年目であるH17年度に自治体関係の出張がある、つまりお呼びがかかることが多いのは、その依頼団体や講演内容から推測しても、岐阜県知事の退任直前に

「全国知事会長」を務めていたことに因るものである。このお呼びがかかった出張の内容と本件事業団の業務との関連性で評価するなら、格別の意味があることではなく、単に梶原個人の行動というべきである。それが、本件事業団の設置目的と業務に対して貢献をもたらすという事情は格別に存在しない。

政治家としての現職知事の行動に独自性や裁量が多々あるのは当然としても、いったん知事を退任した後は、単に「元知事」である。岐阜県及び出資事業団の公費支出という観点においては、事業団会長職といえど「用務」に拡大解釈は許されない。本件において、相手方梶原は、岐阜県の多数ある事業団のうちの一事業団の会長であり、しかも、実務を担うことのない、あくまでも名誉職的な位置づけだけである。

相手方梶原が、自ら、知事退任後に公職選挙法等にかかる「政治団体」を結成していることからしても、東京はもちろん、全国から時々「お声がかかる」ことに対する出張は、結局は梶原個人の私的範疇の活動なのである。

第2 経費支出の大部分は岐阜・愛知県以外への出張に伴うもの

1. 本件出張の行き先や用務について、いずれの観点で整理しても、岐阜県もしくは事業団が負担する必要のない旅費や日当などの経費を支出していたことは、明白である。

件数や日数で東京が多いことは本件、支出の大部分が違法な支出であることを意味する。

2. 本件において、岐阜・愛知県以外への出張が多く、宿泊が伴うのは東京やその他遠方であり、加えて職員の超過勤務手当もこの遠方出張に伴うものである。

即ち、旅費支出の面においては、岐阜県内や愛知県内の出張に関する職員旅費はきわめて小額であり、同様に、出張に関する人件費支出も大部分が、岐阜・愛知県以外への出張に伴うものである。

3. 本件職務の状況の真の意図を認識すること、つまり事実・実情を判断するために出張の日数や件数、用務の内容の比較は重要かつ不可欠なことである。が、それ以上に、本件の実態から判断すれば、当初の本件職員の任命行為自体に「岐阜県や事業団の用務といえるか、いえないかに関係なく梶原に公費で秘書をあてがう」という不法行為と評価すべきいべき悪意があったことは明らかである。

仮に、本件職員の任命行為において違法が認定されないとしても、本件支出の大部分について、岐阜県が負担する義務のない支出、もしくは目的外の違法な支出なのである。

第3 10月5日付け原告準備書面(3)及び書証の数字の訂正

以下の部分、

原告準備書面(3)の第1の1の表の中の

「H17年度(12ヶ月)」欄の右端の「実日数」の「172」を「236」と、

「請求対象期間 総合計」欄の右端の「実日数」の「306」を「370」と、

原告準備書面(3)の第1の2の表の中の

「期間計」欄の右の「他」欄の「70」を「71」と、

「期間計」欄の右端の空欄の「281」を「282」と、

甲第18号証-3の4ページ目の最下段「他」欄の「70」を「71」と、

同右端の「281」を「282」と、

いずれも訂正する。

以上